

「三田市小規模事業者物価高騰対策助成金(第2次)」のご案内

市では、原油価格や物価高騰に伴う各種原材料費等の上昇により、厳しい経済状況に直面している市内小規模事業者（商工業者）に対して、事業の継続を下支えするため支援します。

対象事業者及び助成額

対象 事業者	<p>三田市内において事業実態のある小規模事業者（商工業者）で、次の対象要件の①～③に該当するもの。</p> <p>① 令和6年1月1日以前に事業を開始していること。 ② 申請時において事業を営み、助成金受給後も引き続き当該事業の継続意思があること。 ③ 本市において、同種の助成・補助等を受けていない、または受ける予定がないこと。令和5年度に三田市小規模事業者物価高騰対策助成金を受けた方も対象となります。</p>														
	<p>本助成金制度における対象となる小規模事業者</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象となる事業者</th> <th>支給対象にならない事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合同会社、特例有限会社等） 個人事業者 特定非営利活動法人（宗教団体、政治団体を除く） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 宗教団体、政治団体 農業者 <p>※ 農業者は、農家物価高騰対策支援金（第2次）をご確認ください。 問い合わせ先：農業創造課 079-559-5091/5089（直通）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	支給対象となる事業者	支給対象にならない事業者	<ul style="list-style-type: none"> 会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合同会社、特例有限会社等） 個人事業者 特定非営利活動法人（宗教団体、政治団体を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 宗教団体、政治団体 農業者 <p>※ 農業者は、農家物価高騰対策支援金（第2次）をご確認ください。 問い合わせ先：農業創造課 079-559-5091/5089（直通）</p>	<p>小規模事業者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>常時雇用する従業員数</th> <th rowspan="4">【従業員数について】 正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、期間の定めなく雇用（雇用契約期間が反復更新を含む）されている者の人数。役員、個人事業者本人及び同居の親族は従業員に含まれません。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・建設業・運輸業・その他の業種</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>商業（卸売業・小売業・飲食業）</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業 宿泊業・娯楽業・旅行業</td> <td>20人以下</td> </tr> </tbody> </table>		業種	常時雇用する従業員数	【従業員数について】 正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、期間の定めなく雇用（雇用契約期間が反復更新を含む）されている者の人数。役員、個人事業者本人及び同居の親族は従業員に含まれません。	製造業・建設業・運輸業・その他の業種	20人以下	商業（卸売業・小売業・飲食業）	5人以下	サービス業 宿泊業・娯楽業・旅行業
支給対象となる事業者	支給対象にならない事業者														
<ul style="list-style-type: none"> 会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合同会社、特例有限会社等） 個人事業者 特定非営利活動法人（宗教団体、政治団体を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 宗教団体、政治団体 農業者 <p>※ 農業者は、農家物価高騰対策支援金（第2次）をご確認ください。 問い合わせ先：農業創造課 079-559-5091/5089（直通）</p>														
業種	常時雇用する従業員数	【従業員数について】 正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、期間の定めなく雇用（雇用契約期間が反復更新を含む）されている者の人数。役員、個人事業者本人及び同居の親族は従業員に含まれません。													
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	20人以下														
商業（卸売業・小売業・飲食業）	5人以下														
サービス業 宿泊業・娯楽業・旅行業	20人以下														
助成額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人以下</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>6人以上 10人以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>11人以上 20人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	従業員数	助成金額	5人以下	20,000円	6人以上 10人以下	30,000円	11人以上 20人以下	50,000円	<p>※複数店舗の経営であっても1事業者となります。市内や市外にかかわらず、1事業者（法人）の事業全体（複数の事業所含む）の従業員数となります。</p>					
従業員数	助成金額														
5人以下	20,000円														
6人以上 10人以下	30,000円														
11人以上 20人以下	50,000円														

申請について

申請期間	令和6年3月29日(金)～令和6年7月31日(水) ※必着 ※電子申請は、7月31日23時59分まで	
申請方法	<p>法人は①～③、個人事業者は①～④の申請書類を下記の提出先に郵送してください。 電子申請は、三田市ホームページの「三田市小規模事業者物価高騰対策助成金(第2次)」のページから申請してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>【提出先(郵送)】 〒669-1595 三田市三輪2丁目1-1 三田市役所 産業政策課 宛</p> </div> <p style="text-align: right;">★電子申請は こちらから ⇒</p> 	
申請書類	<p>法人は①～③、個人事業者は①～④の申請書類が必要です。</p> <p>① <u>三田市小規模事業者物価高騰対策助成金(第2次)交付申請書兼請求書</u> (※申請者名は自署) ※誓約書(申請書兼請求書の2ページ目)を熟読いただき、了承の上、申請書に添付してください。</p> <p>② <u>令和6年1月1日以前に事業を開始し、市内において事業実態が分かるもの</u> ・履歴事項全部証明書の写し、確定申告書別表一(第一表)の写し、開業届の写しなど</p> <p>③ <u>振込口座が確認できるもの</u> ・申請者名義の通帳の見開きのページなどの写し ※口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が分かるもの ※ゆうちょ銀行の場合、他の金融機関からの振込用の店名(店番)、口座番号が分かるもの</p> <p>④ <u>本人確認ができるもの(個人事業者の方のみ)</u> ・運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し</p>	
支給時期	申請書類の審査が完了した後、指定の口座に振り込みます。書類に不備がある場合、口座振込ができませんので、郵送提出前に提出書類を十分ご確認ください。	
問合せ先	<p>三田市地域共創部産業戦略室 産業政策課 E-mail : sangyo@city.sanda.lg.jp</p>	<p>TEL 079-559-5085 (直通) FAX 079-559-5024</p> <p style="text-align: right;">★電子申請はこちらから ⇒</p> 